

富里市環境美化推進協議会傍聴要領

富里市環境美化推進協議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、協議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対しても公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 傍聴者用に貸与された資料は、傍聴終了後、直ちに事務局へ返却すること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、会長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 会議の入退場

- (1) 会議開催後の途中入場は原則認めません。
- (2) 会議の内容によっては、一時退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者の都合により退場をする場合は、その旨を事務局に伝え、会長の許可を得てから退場してください。